

特定非営利活動法人 麻の葉
デイサービス麻の葉
指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 麻の葉が開設するデイサービス麻の葉（以下事業所という。）が行う指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護又は要支援状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話、その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 介護保険法の「地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」の規定に基づき、利用者の家族や地域住民の代表者等に提供しているサービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスをすることでサービスの質を計るための「運営推進会議」を開催する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス麻の葉
- 2 所在地 東京都多摩市落合 6-1-1-106

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容、各職員の員数は以下のとおりとする。

1 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理及び管理を一元的に行う。

1名とする。

2 従事者

生活相談員 1名以上 常勤1名とする

介護職員 1名以上とする

従事者は、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の業務にあたる。

生活相談員は、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用申し込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

3 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 調理員

利用者の昼食等を調理する。

5 運転手

利用者の送迎を行う。

6 事務職員

事務職員等は、従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月、火、水、木、金、土

ただし年末年始休暇を除く

2 営業時間 午前9時から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

- 1 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業
サービス提供時間帯 午前9時15分から午後4時30分 10人

(指定域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供方法、内容)

第7条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護
- 2 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
食事準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事介助
- 3 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。
- 4 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- 5 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
送迎、移動、移乗動作の介助
- 6 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催する。サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域を勘案し、利用希望者に対して指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供が困難と認められた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 従事者は、指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した際には、その提供日・内容、当該事業について介護保険法41条第6項または法53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、多摩市とする。

(契約書の作成)

第13条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるとすることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときに利用者に病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、多摩市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措

置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難その他必要な訓練を行うものとする。

消火訓練	年1回
避難訓練	年2回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、この事業を行うため、介護記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人麻の葉とデイサービス麻の葉の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、2003年10月1日から施行する。

この規程は、2003年11月1日から改定する。

この規程は、2005年1月1日から改定する。

この規程は、2005年4月1日から改定する。

この規程は、2006年4月1日から改定する。

この規程は、2006年7月1日から改定する。

この規程は、2006年7月10日から改定する。

この規程は、2006年11月1日から改定する。

この規程は、2010年9月1日から改定する。

この規程は、2012年3月1日から改定する。

この規程は、2012年9月1日から改定する。

この規程は、2015年2月10日から改定する。

この規程は、2016年4月1日から改定する。

この規程は、2025年3月31日から改定する。